

住民の皆様へ

住民健診を受けられ“要精査”の方へ

(ご案内)

県立柿崎病院では、住民健診で“要精査”の方が、受診しやすいよう、皆様の健康管理のお手伝いをさせていただきます。ぜひご利用ください。

記

1. 受診予約の電話は、平日の 14 時から 15 時までに
内科外来へご予約ください。
2. 火曜又は水曜日の太田院長診察枠で、ご予約を取らせて
いただきます。



お問い合わせ
県立柿崎病院 内科外来
☎ 025-536-3131